公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９８１号
千葉市若葉区大宮台１丁目11番１号
債務者　佐々木辰雄
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００２号
千葉市花見川区花見川９番２棟403号
債務者　小柳龍太郎
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００９号
千葉県市原市古市場484番地１　レオパレス古市場２―208
債務者　津久井信行
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７号
鳥取県境港市外江町2722番地
債務者　濱田　節子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１０号
鳥取県米子市彦名町4281番地
債務者　岩本喜代美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３２号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目４番31―402号、前住所大分県大分市王ノ瀬２丁目10番12号レオパレスマリン王ノ瀬209
債務者　陰山　康博
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２９２号
大分県別府市大字北石垣155番地の１　Ｇコーポ１―301号
債務者　原田　裕司
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９５号
大分市大字津守888番地の６　諏訪の杜病院、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2189番地
債務者　山野　秀道
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市吉野町762番地27
債務者　奥　　章吾
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市甲突町15番22号（グリーンゲイブルス303号）
債務者　滝口あゆみ
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
愛知県豊橋市二川町字北裏１番地の17　医療法人積善会積善病院、住民票上の住所静岡県浜松市南区白羽町2700番地の13　Ｃ―31―104号
債務者　山下　光子
法定代理人成年後見人　山本　幸則
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
京都府亀岡市北河原町１丁目４番18―302号
債務者　井内　栄司（旧姓池場）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第８５２号
神戸市兵庫区湊川町２丁目２番８号オークフラット102号
債務者　橋本　久子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
兵庫県伊丹市中野西１丁目147番地　市住天神川４―25号
債務者　中山眞喜子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
熊本県宇城市松橋町竹崎641番地
債務者　松川　聖司
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１３号
川崎市麻生区百合丘２丁目５番地　サンラフレ百合ヶ丘　14―305
債務者　トニー　ホサインこと　ＨＯＳＳＡＩＮ　ＴＯＮＹ
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係